

## 岬町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する者のヘルメット着用を促進し、事故の防止を図るため、自転車用ヘルメットを購入する者に対し、予算の範囲内において岬町自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車に乗車する際に着用し、頭部を保護する目的で製造され、新品の自転車用ヘルメットであり、次のいずれかの認証等を受けたマーク等が付されたものをいう。
  - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
  - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
  - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
  - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
  - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
  - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。
- (3) 使用者 補助金申請時に町内に在住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている個人でヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する使用者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、使用者のヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は申込みを補助する場合、並びに未成年者が使用するヘルメットに係る申込みをする場合に限る。

- (1) 令和6年4月1日以降にヘルメットを購入していること。
- (2) 暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、使用者のヘルメットの購入に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。）とし、1人1個あたり2,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岬町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、購入した日の属する年度内において、当該年度の末日（当該年度の予算の上限に達する場合はその時）までに提出しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、その限りでない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の領収書の原本、又は領収書原本にかわる金額、購入日、商品名が記入されたもの
- (2) 購入したヘルメットの確認ができるもの
- (3) 第2条第1号アからカまでに掲げる認証等を受けたマークの確認ができるもの
- (4) 振込先、口座等を確認できる書類の写し
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定する補助金交付決定通知書を以て補助金の額を確定し、申請書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第2条及び第3条の規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(検査等)

第9条 町長は、申請者に対し、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

2 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、補助金の交付を受けた申請者に対して、ヘルメットの着用等に関し、調査することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。